

様式第十三号(第十八条関係)

第 号						<u>児童扶養手当額改定通知書</u>					
受給者	氏名					証書番号	第 号				
	住所										
新たに対象となる児童名		(1)				(2)					
改定前	対象児童数					改定後	対象児童数				
	手当月額	円					手当月額	円			
改定年月		令和 年 月 から									
備考											
<p>上記のとおり、児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事(福祉事務所長) } 市町村長(福祉事務所長) }</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">印</p>											

注 意

1 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に書面で、都道府県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

2 この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。